

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成29年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成29年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教 育 民 生 常 任 委 員 会			会議年月日	平成29年 8 月 18 日 (金)		
				会議時間	9 時 58 分 ~ 12 時 30 分		
出席委員	委 員 長 安 岡 明						
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 藤 田 豊 作						
	委 員 上 岡 礼 三						
	委 員 矢 野 川 信 一			欠席委員			
	委 員 西 尾 祐 佐						
その他							
執行部出席者	保健介護課長 山 崎 豊 子			教育長 徳 弘 純 一			
	保健介護課長補佐 大 原 直 文			学校教育課長 山 崎 行 伸			
	環境生活課長 伊勢脇 敬 三			西土佐診療所事務局長 村 上 正 彦			
	環境生活課四万十川・環境係長 名 本 史 織			" 係長 齋 藤 慎 一			
	環境生活課主査 大 林 美 里						
	福祉事務所長 小 松 一 幸						
	市民病院事務局長 池 田 哲 也						
事務局	事務局長 中平 理恵						
	局長補佐 山本 真也						
記 録							
平成29年6月定例会において、閉会中の継続調査となっている所管事項調査のため、委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■まず、昨年度の「住民と議会との懇談会」で出された要望等について調査を行った。

●高齢者対策について。買い物に行きたいが行けない高齢者に対してタクシーチケットを配るなど、考えているか。

【答弁：山崎保健介護課長】四万十市の高齢者対策として四万十市健康福祉地域推進事業、健康福祉委員会があるが、この事業は高齢者対策のみに特化した事業ではなく、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域を作る事業で、今現在、各地区が実情に合わせた特色ある取り組みを行っている。この健康福祉委員会の中で、買い物支援については、この事業の中のひとつである、支え合いの地域づくり事業の中で、地区が独自の取り組みとして買い物支援について取り組んでいる。平成29年3月末現在、79地区中36地区が取り組んでいる。内容は近所の方の買い物を代行したり、一緒に買い物に行く等。買い物支援は高齢者にとって必要な生活支援のひとつと考えている。市としても介護保険制度の地域支援事業において、四万十市の生活支援等のサービスについて協議を行う四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議の中で多職種間による情報共有や連携強化を図りながら地域ニーズや地域課題を把握して支援体制の整備に取り組んでいる。

●バスの運行について。健康福祉委員会などでバスを借りて温泉などに行っているが、買い物難民のために走らせたらどうか。

【答弁：山崎保健介護課長】各地区の健康福祉委員会は、年間2回を上限に、市のバスを利用している。地区の方全員を対象とした健康づくり事業の研修や介護予防事業、支え合い事業の引きこもりの予防等を目的としたもの。市のバスであるため、他課での利用もあり、高齢者の買い物支援として短い距離を複数回使用するという事は、現在の状況では困難であると考えている。

買い物支援については、支え合いの地域づくり事業として地区に委託しており、買い物難民のために市のバスを走らせるということは、健康福祉委員会のなかでのバスの使用目的とは異なると考えている。

●宅老所の設置について。富山の休校舎を利用して、認知症の者も利用できる宅老所を作ってほしい。

【答弁：山崎保健介護課長】宅老所の設置については、平成28年12月13日、大屋敷集会所において、片魚、大屋敷、常六、三ツ又地区代表、社協、アルメリア、地域おこし協力隊、保健介護課による検討会を行い、その中で旧常六小学校にあったかふれあいセンターのサテライト設置について、また、将来的に旧片魚中学校に老人福祉施設を設置できればよいとの意見がだされたが、東富山地区4地区の意見がまとまらず、今後も地区との検討を行う予定。

●高齢者福祉について。高齢者の移動手段について（買い物、病院等）

【答弁：山崎保健介護課長】買い物支援や病院への送迎等については、保健介護課のみでの対応は不十分と考えているので、企画広報課、財政課、その他の関連部署との連携を図りながら、対応を検討していきたい。

【質疑：西尾委員】健康福祉委員会の組織率は。また、東富山地区で意見がまとまった場合は設置が可能なのか。

【答弁：山崎保健介護課長】平成28年9月の組織率は132地区のうち健康づくりの事業を行っている組織が82地区、介護予防については106地区、支え合い事業79地区、うち36地区が介護支援に取り組んでいる。東富山の意見がまとまれば、あったかふれあいセンターのサテライトは検討していけると聞いている。

【質疑：西尾委員】平成28年というと1年前くらいだが、それ以降は組織できたのか。まちなかは組織が少ないと聞いたが、実際そうなのか。

【答弁：大原保健介護課長補佐】28年9月1日以降、立ち上がったのは、今年に入ってから2地区。まちなかについては、地区が多すぎるということと、隣接した地区との交流がある方もあり、

線引きできないこともあるが、そういう方々についても複数の地区で取り組んでいけるよう、社協やあったかふれあいセンターと連携して進めている。

【質疑：西尾委員】市内全域でこういう取り組みができるよう目指しているということか。了解。

【質疑：安岡委員長】老人会などの組織もそうだが、まちなかはたくさん地区があるのに集会所がないとか、隣接している問題とかがあるが、それも含めて今の答弁では、まちなかをある程度のくくりで、という方向で検討しているのか。

【答弁：大原保健介護課長補佐】検討している。集会所がないことについては、委託料を有料施設の使用料に使っていただきたい。また、市民病院のなかの健康管理センター、文化センター、社協の施設等を使用できないか検討を重ねている。

【質疑：藤田委員】4地区で意見がまとまらない、ということについて、今まで何回会合して、どういう問題があつてまとまってないのか、聞かせてもらわないと納得できない。

【答弁：大原保健介護課長補佐】大屋敷地区の区長さんが中心となって会を開いた。4地区で協議したのはこの日が最初。そういう大きい話になると地区にとって帰らないと回答できない、また1月には区長が交代する場合もある、とのことで、年を越してから、各地区で話し合いをしてとりまとめて行いたいということで解散した。

【質疑：藤田委員】その後、会を定期的にしていないのではないかな。それで結論が出てないのではないかな。

【質疑：安岡委員長】話がまとまらない、というよりは、今年は会が持たれてない、地区でまとめるというところまでいってない、ということか。これは、どうするのか。「どうですか。」とか投げかけはしていないのか。

【答弁：大原保健介護課長補佐】需要があるのかないのかということもあり、まずは地区からの要望を受ける、という考えでいる。こちらからの投げかけが弱いという部分もあるが、やはり今は地区がどう考えているのか動向をみている。

【質疑：安岡委員長】委員会としては地元でまとまったらバックアップしていこうということではないか。了解。

※他に質疑なし

●障害者差別解消法について。

【答弁：小松福祉事務所長】平成28年4月1日付で施行されている。行政機関や事業所において障害者に対して障害を理由にした不当な差別的な扱いを解消することを目的として、行政機関や事業所のとるべき措置を定めたもの。市の取り組みとしては、29年度に障害者計画の見直しを行うこととし、障害者に対する市としての取り組みを明らかにしたい。

●民生委員、生活保護について。民生委員に任せっきりでないか。生活保護の受給を見直してもらいたい。

【答弁：小松福祉事務所長】生活保護者の相談、支援については、民生委員さんに協力を求めているが、基本的には市のケースワーカーが訪問して、生活状況を把握し、相談、支援をしている。民生委員さんに任せっきりということはない。生活態度については、ことこまかに謳っていない。パチンコに頻繁に行くとか、飲酒の度合い等、目に余る行動があれば、指導を行う。国の定める基準に従って生活保護の受給の可否を決めている。受給要件そのものを見直すことはできない。パチンコ等は禁止されてはいないが、遊興に高じるあまり、生活費を圧迫するということが見受けられる場合は、当然生活指導を行っている。29年度予算で、民生費75億8千万円のうち扶助費は15.2%で11億6千万円。

●保育所入所について。10月に子どもが生まれた場合、3月末まで保育所に入所できない。待機児童がいる。改善してほしい。

【答弁：小松福祉事務所長】 0歳児保育は民間保育所3施設及び事業所内保育施設1施設で受け入れを行っている。問い合わせがあった場合は入所要件等を確認したうえで、保育の必要性があれば受け入れ可能な施設に入所できるよう措置するが、保育士の確保や保育施設の面積基準等の課題もあり、年度途中では受け入れできない場合もある。

受け入れできない場合は、認可外保育施設（託児所）を紹介している。

平成27年度にはリトルフレンドが認可保育施設に移行し、0歳児の受入れは増えている。更なる施設整備等の必要性については少子化が進むなか、費用対効果等を検証したうえで取り組んでいきたい。

【質疑：西尾委員】 生活保護の受給の見直しはできないとのことだが、受給の内容の見直しなのか、受給自体の見直しなのか。できない理由を聞き取れなかったのをお願いしたい。生活保護費が何%だったのかわからなかった。

【答弁：小松福祉事務所長】 保護の要件のことだと解釈した。国の基準で定められたものなので見直しは出来ないと。民生費に対する扶助費は何%かという質問は、15.2%。

【質疑：藤田委員】 どういう基準で決めているのか。

【質疑：安岡委員長】 市は国の基準に従ってきちんとやってもらっていると思う。今答えられる範囲でどうか。

【答弁：小松福祉事務所長】 申請があった場合、収入、財産、年金、預貯金などの調査、扶養義務者がいる場合は扶養依頼等すべてやったうえで、基準に定めて保護開始としている。病状調査等も行い、就労可能かどうか調査する。また、母子家庭等、就労していても最低生活費に届かない場合は、該当になる。就労できるのに働かない方には集中して就労指導を行っている。

【意見：藤田委員】 審査が甘いのでは。認定には厳しい審査が必要と思う。

【質疑：安岡委員長】 待機児童は今でもいるのか。

【答弁：小松福祉事務所長】 市立保育所では、0歳児の受入れはしていない。今年度も問い合わせが30件くらいあって、入れないとお断りした。託児所に預けているかもしれない。

【質疑：西尾委員】 託児所も満杯なのか。待機している保護者に現状は伝えることができても、解決方法を答えられない。どのように考えているか。

【答弁：小松福祉事務所長】 託児所の状態はたぶん、満杯ではないかと思うが、今はわからないので、調べて回答する。対策については、川崎保育所が0歳児から受け入れるということと、保育所の統合や民間委託を進め、民間委託した場合は0歳児も受け入れてもらいたいと考えている。市で受け入れると、民間を圧迫すること、市の施設が0歳児の基準に対応していないこと、保育士の数も増やさなければいけない等課題があるので公立での受け入れは今のところ考えていない。

【質疑：西尾委員】 民間の保育所が規模拡大ということに対しては前向きということか。

【答弁：小松福祉事務所長】 愛育園ともみじ保育所を統合する計画で、民間委託したいと考えている。

※他に質疑なし

●西土佐診療所について。医師の招聘について

【説明：村上西土佐診療所事務局長】 平成28年4月から常勤医師1名体制になり、心配をおかけしているが、研修制度や専門医制度により医師招聘は大変難しい状況。平成29年度は、医師招聘サイトの登録医師10名ほどに呼びかけはしているが、返事をいただけない状況。現在の常勤医師は平成28年度末で定年であったが、1年間延長していただいた。早急に招聘が必要と努力している。医師の負担をやわらげるため、鬼北町や砥部町から、医師の応援にも来てもらってはいるが、常勤医師の招聘には至っていない。

【質疑：安岡委員長】研修制度により医師が都市に流れていったことが原因だが、平成22年に見直しがかげられた。今後のへき地の病院への医師の招聘に明るい兆しはあるのか。

【答弁：村上西土佐診療所事務局長】高知地域医療支援センター長にお会いしたが、医大で采配できる医師を徐々に構えているが、へき地に派遣できる医師はすぐには厳しいとのこと。ピークは7年先と聞いているので、その頃にならないと来ていただけないのかな、と思っている。それまでがんばれるか不安もある。

※他に質疑なし

●市民病院の救急復活について。

【説明：池田市民病院事務局長】平成18年に救急告示病院を返上して以降、経営の健全化、24時間救急の復活が重要課題。24時間救急の復活は、安定的な医師の確保、若い医師、優秀な医師を一定数確保することが重要だが大学病院との連携がなければ難しい。現在、常勤医師が10名。うち60歳代が4名。平均年齢は53.4歳。医師の高齢化が進んでいる。医師が確保できていた平成16年4月には医師16名中、60歳代は1名。平均年齢は43.6歳であった。現状、復活は大変厳しい状況と考えている。

●医師不足について。経営悪化は医師不足が原因と聞く。

【説明：池田市民病院事務局長】24時間救急の指定をとりやめたことにより、基準内繰入金約6,000万がなくなったことも経営悪化の要因であると考えている。徳島大学、高知大学の医局に在籍する医師は現在も増えておらず、医師の派遣を受けられる状況にはない。医師の確保については、県、国保連合会、徳島大学、高知大学などと情報を共有しながら、医師の確保に向けて精力的に取り組んでいきたい。

●市民病院の経営について。

【説明：池田市民病院事務局長】平成28年度は5,300万円の黒字。一般会計からの基準外繰入金を除いた実質で平成15年度以来13年ぶりの黒字決算。平成27年度決算の5,600万円赤字と比べると1億900万円、収支が改善された。主な要因は、地域包括ケア病床の拡大、給食業務の民間委託、給与カット等、収益の向上と費用削減の両面の取り組みを進めた結果であると考えている。今年3月には、新たに四万十市立市民病院経営健全化計画を策定し、今後この計画に基づいて市民に信頼される良質な医療を提供するとともに、医療環境等の変化に柔軟に対応して持続可能な病院運営を進めたい。

●市の財政について。市民病院にしわ寄せがくるのでは。

【説明：池田市民病院事務局長】医師不足等により医業収益が大幅に減少し収支が悪化している。市民病院改革プラン、経営健全化計画を策定し経営改善に取り組んできたが、慢性的な資金不足が解消できず、運転資金を一般会計からの長期借入金により資金不足の解消を図っている。長期借入金は、平成27年度末借入金残高7億4,600万円、28年度末借入金残高5億4,600万円、29年度末借入金残高4億4,600万円の見込み。長期借入金を早期に返済できるよう経営改善に努めていきたい。

【質疑：藤田委員】レントゲン室にはよい機械が入っている。PRしたらどうか。規制があるのか。

【答弁：池田市民病院事務局長】MRIやCTなどの新しい機械を入れたときは広報や市民病院の広報紙「せせらぎ」で周知はしているが、こういうことは宣伝したらいけないという法はある。法に抵触しないように幡多福祉保健所で内容の確認を行っている。

※他に質疑なし

●四万十川環境条例について。四万十川沿いの自分の土地に小屋を建てるのにも規制がある。

【説明：伊勢協環境生活課長】 県の四万十川条例に関することだと思うが、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」は、四万十川を国民共有の財産として、後世に引き継いでいくため、住民、県民、国民、流域市町村、愛媛県、国等のすべての関係者と手を携えて、全力をあげて生態系や景観を重視した四万十川の保全を図り、流域の人々の生活の豊かさの確保と流域を訪れる人々が感じる魅力の向上に努めなければならない。と規定をされている。平成13年に県が制定し、流域の梶原町、津野町、四万十町、中土佐町、四万十市が共通した基準で運用している。流域の自然環境や景観を守り、生かすことで地域の振興を目指す条例であるという趣旨を理解していただき、四万十川の保全にご協力をお願いしたい。

なお、条例で運用する許可制度は、個人が行う農林水産業に関する行為、自身の居宅の建築、一時的な行為等については申請除外。簡易な小屋を建てる場合には、外観の色彩基準への適合をお願いしており、比較のご協力いただきやすいのではないかと考えている。

●三原を越えるところに不法投棄がある。

【説明：伊勢協環境生活課長】 市道九樹三原線のことと思うが、地区からの指摘もあり、29年2月に建設業者に依頼し道路下から引き上げてもらった。運搬処分については市で行った。不法投棄禁止看板を設置している。また、これまでダミーカメラ5ヶ所、センサーライト1ヶ所、監視カメラ1ヶ所も設置している。29年度についてもダミーカメラ1基分を予算化しており、設置に向けて取り組んでいきたい。昨年度、不法投棄禁止看板11ヶ所、ポイ捨て禁止看板1ヶ所設置しているが、不法投棄はあとをたたないので啓発活動は継続していきたい。

【質疑：西尾委員】 話の内容をきくと、小屋等はわりと建てることのできるということか。不法投棄は2月に処分した後、苦情はなかったのか。

【答弁：伊勢協環境生活課長】 一応基準はあって、回廊地区は10㎡以下高さが1.5m以下なら届出は必要ないが、それ以上なら届出が必要。不法投棄については、看板設置し、その後地区からの苦情はないので不法投棄はないのではないかと。

※他に質疑なし

●大用小学校のスクールバスについて。他の地域からの通学にデマンドバスを利用できないか。

【説明：山崎学校教育課長】 スクールバスの運行目的は、学校統合によって通学距離が遠距離になってしまう児童生徒の送迎を行うためのものである。この質問は、大用小の特認校制度のことだと思うが、本来は、通学区域（校区）を定めているが、弾力的な運用ということで保護者の要望により、教育委員会が妥当と認めた場合には区域外就学をしている。特認校も区域外就学の要件のひとつであり、本来住所地の学校に通学すべきところ、保護者の要望により特別な理由ということで教育委員会が認定している対象者であるので、基本的には保護者に送迎をお願いしている。特認校の方をスクールバスで送迎することはできない。デマンドバスは、企画広報課が利用者にアンケートをとり、通院や買い物等に利用するものとして時間設定しているもので、登下校にデマンドバスを利用させるのは難しい。

●大用小学校のスクールバスについて。高齢者等のスクールバスの利用について。

【説明：山崎学校教育課長】 現在、スクールバスは、田野川小から三ツ又、片魚間のみで運行しており、まちなかまでは運行経路となっていない。駅、病院、スーパーまで行くとなると子どもの送迎の時間と合わず、また、別途費用もかかることから、スクールバスの利用は課題がある。

●スクールバスの運転手の地元雇用について。

【説明：山崎学校教育課長】 スクールバスの委託は、子どもの安全を第一に考えると資格と経験を有する者が複数いる事業所が望ましく、現段階では地元運行委託には課題がある。

●学校のトイレについて（避難所になっている中村西中の洋式化）

【説明：山崎学校教育課長】 6月の一般質問でも答弁したが、学校のトイレの洋式化は段階的に

進めていきたい。大規模な施設改修に併せて洋式化しているので中村西中学校は、学校再編に合わせた施設改修のときに取り組んでいきたい。

●具同小、中村西中学校に大型車が入っていけない。改善を。

【説明：山崎学校教育課長】有事の場合の想定だと思うが、具同小の西側の入り口は開口4mあり、2トントラックが通れるが、接続の市道の幅員が狭く大型車の旋回が難しい。四万十市では応急機能計画を作っており、学校は避難所に、休校舎のグラウンドは仮設住宅に、という計画が進められている。大型車の乗り入れが必要になるという件については、東北の大震災を想定した場合にどういった間口があるかなど、問い合わせをしている。現段階では利用に支障はない。災害に向けた整備をいつ、どこがするのか、今は答えることができないが、情報収集したうえで対応していきたい。

●台風等の災害について。教室の開放を要望したが受け入れ態勢ができていなかった。

【説明：山崎学校教育課長】避難所は基本的には体育館を開放しているが、高齢者、妊婦さん、体調不良の方は、特に夏場は避難が長期化すると大変であろうと、学校で開放できる教室を決めている。薬品保管や個人情報扱っている部屋は保安上問題があるので、そこを除いたエアコンを整備している特別支援教室などは利用可能。具同小は特別支援教室を中心に3教室開放できるとしている。避難所管理マニュアルを作っているのでも周知徹底できればこのような声もなくなるのではないかと。

●学校などの整備について。小学校周辺環境整備。

【説明：山崎学校教育課長】1校に1人、用務員を配備している。地域やPTAの方々の愛校作業等で環境整備を進めている。「学校周辺」というのが、どこを指しているのかわからないが、敷地内で整備が不足するところがあれば、地域の方から具体的に知らせていただければ、教育委員会で対応する。敷地外であれば、愛校作業にも限界があるし、まちづくり課や管理者との協議も必要である。

●具同小の通学路の側溝に蓋がない。

【説明：山崎学校教育課長】通学路交通安全プログラムを毎年作っている。各学校から通学路の危険箇所を挙げていただいて、国交省、県土木、まちづくり課、学校教育課の職員も交えて、現場確認し、どのような対応をするのかを計画に位置付けて整理している。側溝の蓋については、通学路であれば声をかけていただいたら、関係各課と調整をして対応したい。通学路でない場合は直接、道路管理者にお願いしていただきたい。

●具同小の体育館の屋根がさびている。

【説明：山崎学校教育課長】教育委員会としても把握しているが、現在は雨漏りが出ている状態ではない。修繕となれば数百万規模になることもある。毎年、他の学校からも修繕希望が上がってきているが、優先順位をつけて整備をしないとイケない。現段階では問題があるという状況ではないので、他の優先順位が高いところを優先的に整備していく。

長寿命化対策ということで築40年以上なら別の補助金があるので、具同小は校舎と体育館を併せて長寿命化の対象として整備していく。来年、再来年という話ではなく、相当、先の話にはなる。

●東山小の補修について

【説明：山崎学校教育課長】東山小は一番古い建物。今年度は雨漏りが4ヶ所あり、2回補修をした。かなり老朽化が進んでおり、築41年目を迎える。長寿命化の計画のなかで、中村西中学校の大規模改修のあとで、東山小の長寿命化対策の改修を行っていく予定としている。

【質疑：西尾委員】大用小のスクールバスの件は、質問された人は、バスがカラで動いているのが気になる。もっと有効に柔軟に対応できないかと言っていた。例えば田野川小までは保護者が送迎し、田野川小からバスで行けないか、ということも気になっていた発言だったように思う。

中村西中学校の避難所の件は、マニュアルでは職員が現場で判断できるのか確認させてほしい。

【答弁：山崎学校教育課長】これから大きな再編があり、スクールバス全体を考えないといけない。現在委託しているところの運転手も高齢化が進み、運転手を確保できるのかということも大きな課題。有効活用ということも検討させていただきたいが、以前に再編した学校の保護者の感情的なものもある。通学を遠距離に余儀なくさせたという意味合いの条件整備で乗っていただいている。全体のスクールバスの運行も検討しないとイケない時期にきているので委員の意見、地元の意見も検討させていただきたい。

地震防災課で避難所のマニュアルを作っている。現場で職員に判断の権限があったのかということについては、地震防災課に確認しておく。ここでは部署外ということで明言は避けたい。

【質疑：矢野川委員】一般混乗は、今は法的には可能になったと認識しているがどうであったか。

【答弁：山崎学校教育課長】これから確認する。一般混乗の場合、免許の部分もあるので、スクールバスと一般混乗についての課題点も研究したい。

※他に質疑なし

■次に、「四万十川景観計画改定に係るパブリックコメントの実施について」執行部から報告を受けた。

【説明：伊勢協環境生活課長】四万十川景観計画は、四万十川が国の重要文化的景観に選定されることをきっかけに、平成20年10月に策定されたが、平成27年10月から全体的な見直しを行っている。内容としては四万十川の景観の特性と景観づくりの方針を整理し、市民や事業者の方によりわかりやすい内容となるよう改正をしたい。これまで四万十川環境審議会で複数回審議いただき、改正案の内容がまとまってきたので、この改正についてパブリックコメントの実施をしたいと考えている。時期は9月11日から29日まで。実施の周知については、広報9月号、ホームページ等で行う予定。また、今回の四万十川景観計画の改定に伴い、四万十市の四万十川条例を改正する必要があるため、12月議会に条例改正案を提出させていただきたい。

※質疑なし

■次に、行政視察について協議した。

— 小休 —

— 正会 —

●行政視察の日程は、10月30日から11月1日とし、行き先は宮城県富谷市と北海道釧路市の2案にもう1ヶ所視察先を見つけて、次の委員会に決定する。それまでに正副委員長と事務局で案を作る。

■事務局からの事務連絡

— 小休 —

●9月定例会の日程（予定）について

●8月24日高知縣市議会議長会臨時総会の四万十市議会提出の議案について

●「大川村だけじゃない地方議会の開催について」の参加について

— 正会 —

■以上で案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任することとして委員会を終了した。